

令和 2 年 1 0 月 9 日
厚生労働省人材開発統括官

「能力開発基本調査業務」における今後の対応について

1. 事業の概要

能力開発基本調査は、我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資することを目的とする政府の一般統計調査である。

2. これまでの入札不調の経過と原因

(1) 初回公告

○公告期間：令和 2 年 2 月 2 0 日～同年 4 月 1 3 日

○入札説明書配布事業者：2 社

○入札不調の理由

- ・令和元年 2 月 28 日付け会発 0228 第 4 号「個人情報を取り扱う業務等の契約における会計事務の適性化について」に基づき、令和 1・2・3 年度の厚生労働省競争参加資格において「役務の提供等」のうち営業品目が「調査・研究」で A 等級のみに格付けされている者に限定していたため。

(2) 再度公告

令和 1・2・3 年度の厚生労働省競争参加資格において「役務の提供等」のうち営業品目が「調査・研究」で A 等級のみに格付けされている者から A・B 又は C 等級に格付けされている者に対象を拡大した上で再度公告を実施。

○公告期間：令和 2 年 6 月 1 0 日～同年 6 月 2 4 日

○入札説明書配布事業者：7 社

○入札不調の理由（事業者から当時聴取した内容）

- ・今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、多くの事業所において労働者の出勤や対面での業務遂行、取引先企業への直接訪問の抑制等が求められている。その中で、「事業所調査」について、調査員が事業所に直接訪問する「調査員調査」方式により行うことが、現実的に困難であるため。
- ・また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、調査員調査を行う人材の確保が困難であり、体制を確保することができないため。

(3) 再々度公告

「事業所調査」(及び「個人調査」)の調査方法を「調査員調査方式」から「郵送調査方式」に変更するとともに、調達時期の遅れにより十分な調査準備期間が確保できなくなることはないよう、調査時期を令和2年10月1日から同年12月1日に変更した上で再々度公告を実施。

○公告期間：令和2年8月24日～同年9月7日

○入札説明書配布事業者：9社

○入札不調の理由（事業者から当時聴取した内容）

- ・「郵送調査」で求められる回収率（※1）（企業調査60%、事業所調査70%、個人調査60%）を達成することが困難と考えられるため。具体的には、調査時期が12月1日になることで、年末にかかる調査となることから、回収率の達成が困難と考えられるため。

（※1）当方が求める回収率については、過去の調査員調査で行っていた能力開発基本調査の回収率と同水準に設定

- ・仕様書で求められる督促業務（督促回数など）を行うことが困難であるため。

3. 今後の対応方針

複数回にわたる入札を行い、直近の入札公告についても不調であったことから、予算決算及び会計令第99条の2（※2）に基づき、再々度公告の仕様書と同一の契約条件により、特定の事業者との不落随契を締結する方向で進めることとする。

なお、不落随契を締結できる業者が見つからなかった場合には、令和2年度調査を実施することを断念することとなるが、その場合は、令和3年度、令和4年度については単年度毎に委託事業者を調達し、調査を実施することとなる。

（※2）予算決算及び会計令第99条の2

契約担当官等は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

4. 市場化テスト再開時に応札者が現れるために行う対策

今後、応札者が現れやすくするために、以下の取組を強化することとしたい。

- ・過去の委託先事業者や過去の接触業者にも積極的に連絡をとる。
- ・説明会を開催し、仕様書の内容についてより丁寧に詳細な説明を行う。
- ・入札不調時には、接触業者に対するヒアリングを通じた不調理由を徹底的に探り、その結果を再度公告時の仕様書に適切に反映させる。